

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号 井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:戸崎

コロナ禍 における

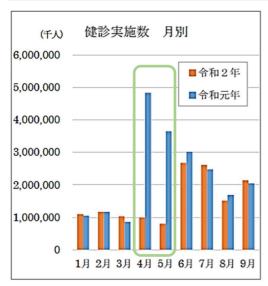
健康診断の実施状況と事業主の義務について

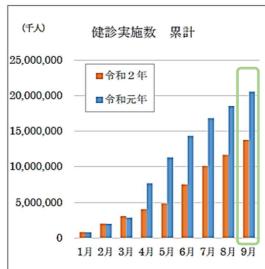
新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施を延期 している企業も多いのではないでしょうか。今回のあおぞらレターでは、新型コロナの影響による健康 診断の実施状況と、健康診断の実施時期に関する厚生労働省の方針、事業主の義務をご紹介いたします。



月別健診実施状況 (前年同期比。令和2年8月、9月は予約数)

(一社)日本総合健診医学会(公社)全国労働衛生団体連合会





- ◆1回目の緊急事態宣言期間中の健康診断中止等の影響を受け、令和2年4月、5月の受診者は対前年同期比約8割減少しています。
- ◆1月から9月の健康診断 受診者数は、約1400万人で、 前年同期の約2100万人と 比較して約700万人減少して います。

コロナ禍における定期健康診断の実施義務

労働安全衛生法に基づく義務(原則)

会社は、常時使用する労働者に対し、**1年以内ごとに1回**、定期に医師による健康診断を行わなければなりません。

新型コロナの影響による厚生労働省の方針

 令和2年6月30日までに実施すべきだった定期健康診断
 令和2年10月末までの実施を原則とする(※)

 令和2年7月1日以降に実施すべき定期健康診断
 従前通りの時期(1年に1回の頻度)

- ※健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず 10 月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があるとされています。
 - 定期健康診断は、労働者の健康状態を把握し、労働時間の短縮や作業転換等の事後措置を図ること等を目的として義務付けられた、労働者の安全のために重要なものです。健診会場での感染防止対策を行う配慮は大切ですが、現在、従前通りの時期(1年に1回)の実施が求められており、事業主の責務は変わっていないことに注意が必要です。
 - ●健康診断実施機関では、「三密」の回避等で、通常よりも受入可能人数が少なくなることも考えられます。予約等については計画的に行いましょう。
 - ●新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について、詳しくはこちらをご覧ください。https://www.mhlw.go.jp/content/000633977.pdf

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277